



★今号のTOPIC★ 相続土地国庫帰属制度

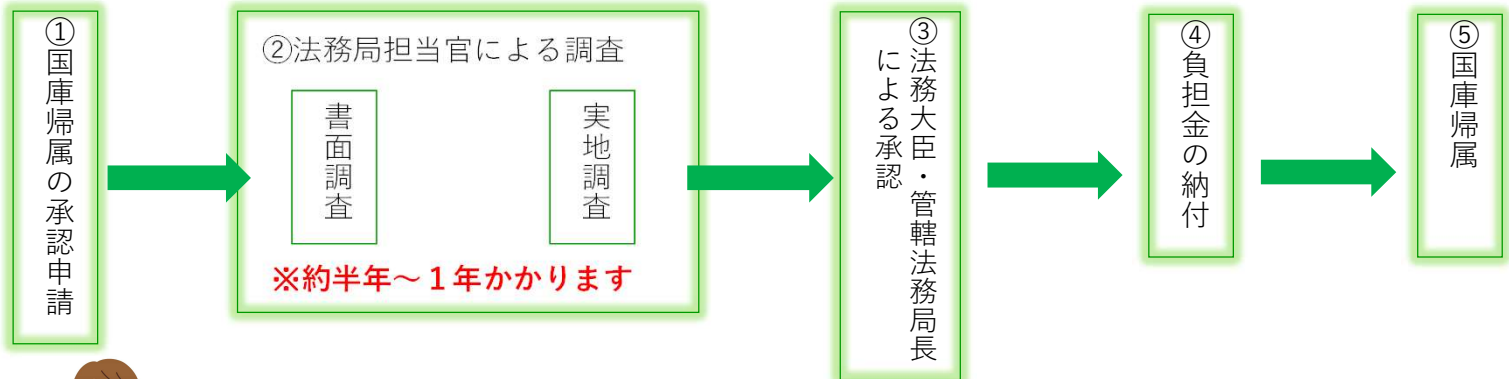
早いもので、今年も最後の月となりましたね。

さて、今月号は今年の4月27日からスタートした『相続土地国庫帰属制度』についてです。制度の概要や手続についてお伝えします。

相続土地国庫帰属制度とは？

土地を相続したけど管理できないので手放したい、そんなとき、相続によって取得した土地を国庫に帰属させる制度が相続土地国庫帰属制度です。この制度は、相続した土地を管理できなくなった結果、土地の所有者が不明になってしまい、国土開発・都市開発や民間取引の妨げとなることで、経済活動に大きな障害が発生することを防ぐことを目的としています。

審査の流れ



！申請できる人は決まっています！

相続等により土地の全部または一部を取得した者

相続等により土地の共有持分の全部または一部を取得した者 が対象となります。

対象とならない土地

相続で取得した土地全てが相続土地国庫帰属制度の対象となるわけではありません！

申請できない土地

- 建物の存する土地
- 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- 通路その他の他人による使用が予定される土地
- 土壌汚染対策法上の特有的有害物質により汚染されている土地
- 境界が明らかでない土地、その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地



審査段階で該当すると判断された場合、不承認となる土地

- 崖がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
- 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない優待別が地下に存する土地
- 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地
- 隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地
- 所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地
- 通常の管理又は処分をするにあたり過分の費用又は労力を要する土地

必要書類

- 土地の位置及び範囲を明らかにする図面
 - 土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真
 - 土地の形状を明らかにする写真
 - 申請者の印鑑証明書
 - 相続、遺贈があったことを証する書面
- ※その他必要となる書類がある場合があります。

費用

審査手数料

申請時点で必要となります。
土地一筆あたり1万4,000円かかります。

負担金

国庫帰属の承認が出てから30日以内に支払います。
原則一筆20万円です。

今年もお世話になりありがとうございました。

来年もタスク司法書士法人・タスク行政書士法人をよろしく願います！

次号の予告TOPIC 医療法人の社員の持分について

